

都市再生緊急整備地域の指定に向けた取り組みについて

都市再生制度に関する基本的な枠組み（都市再生特別措置法関連）と支援措置

内閣府資料抜粋



「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、**都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域**として政令で定める地域をいう。

法制上の支援措置

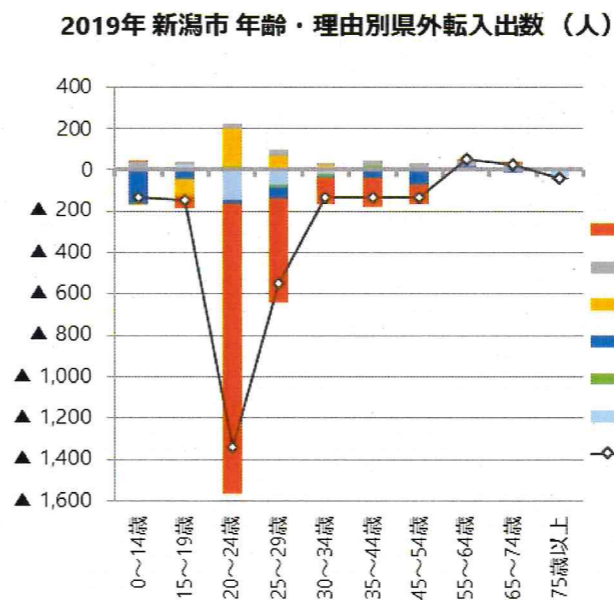


※緊急整備地域数及び協議会数は令和2年9月16日時点、その他の計画数等は令和2年4月1日時点

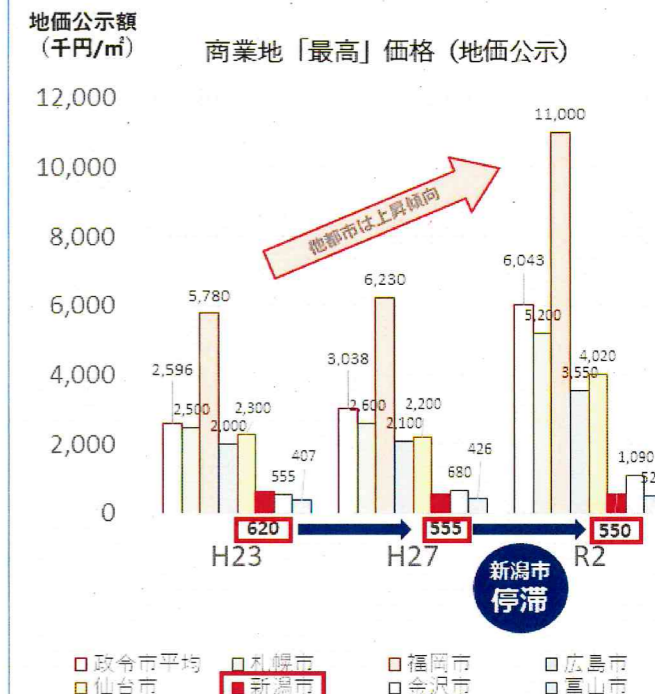
新潟市(都心部)の現状と課題

みなとまち
みらいまち
新潟市

○県外への主な転出者は、**就職による20代**

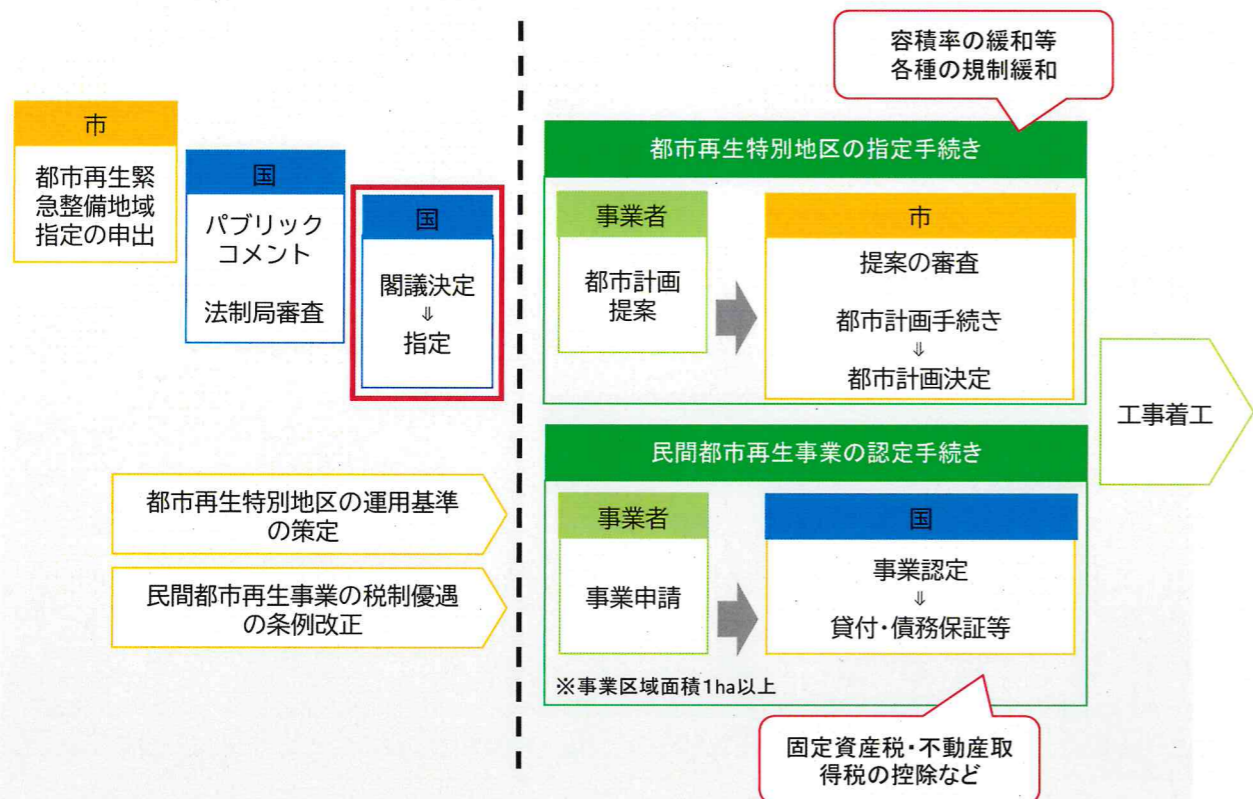


○政令市平均、主な政令市、北陸2市では、過去10年で**上昇傾向**のなか、本市では**停滞**



指定に向けたスケジュールと制度活用のフロー

みなとまち
みらいまち
新潟市



都心部の現状と課題・今後の開発予定 (検討含む)

みなとまち
みらいまち
新潟市

【都心ビルの現状・課題】

- ①老朽化建築物の増加 (S56以前の旧耐震基準で建設)
- ②オフィスが古く企業ニーズ (フロア規模やIT化など) に合わない
- ③駅前のビルは容積率 (規制限 600%) オーバーが多数

写真についてはGoogleストリートビューより引用